

令和4年度

いじめ防止基本計画

子どもは、一人一人かけがえのない存在であり、飯山市を担う宝です。私たちは、この子どもたちが安心して健やかに成長できる社会をつくるために、「いじめは絶対に許さない」「子どもたちを守る」という強い意志のもと、家庭、学校、地域、市及び教育委員会と連携し、秋津小学校として、いじめ防止対策（未然防止・早期発見・早期解決）に取り組めます。

飯山市立秋津小学校

目次

1	いじめ防止等に対する基本的な考え方	
	(1) いじめとは	2
	(2) 基本理念	2
2	いじめの未然防止	
	(1) 学校の教育活動を通じた取り組み	2
	(2) いじめ防止に向けた具体的な取り組み	3
3	いじめ早期発見のための取り組み	4
4	いじめが起きたときの早期対応	5
5	重大事態への対応について	
	(1) 重大事態とは	7
	(2) 重大事態の対応についての留意事項	7
<図、表>		
	図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	8
	図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ	9
	表1 いじめ問題への取り組みの年間指導計画	10
	3-① 子どもの様子チェックリスト	11
	3-② 日常における教師のチェックリスト	12

1 いじめ防止等に対する基本的な考え方

(1) いじめとは

『いじめ』とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものを言う。

本校では、学校や家庭、地域が連携し、「いじめ防止対策推進法」第2条の定義に基づき、「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という基本認識に立ち、全校児童が「仲良く、元氣よく学校生活」を送ることができるように「秋津小学校いじめ防止基本計画」を策定した。

(2) 基本理念

いじめの防止等の対策は、いじめが全ての子どもにかかわる問題であり、子どもが安心して学習や活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要である。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて子どもが十分に理解できるように行うことが必要である。

2 いじめの未然防止

(1) 学校の教育活動を通じた取り組み

〈児童に対して〉

- 児童一人一人が認められ、互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- 「いじめは決して許されないこと」という認識を児童がもてるよう、様々な活動の中で指導する。
- 見て見ぬふりをすることは、「いじめ」をしていることにつながることを自覚できるようにするとともに、「いじめ」を見たら、先生や友だちに知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも併せて指導する。

〈教職員〉

- 児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような安心・安全な学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- 児童一人一人の可能性やよさを見つけ、引き出し、伸ばす指導を進める。
- 児童が自己実現を図れるように、日々児童主体の授業実践を行う。
- わかる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。

- 思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを道徳や学級活動の学習を通して育む。
- 「いじめは決して許さない」という姿勢を教職員がもっていることを、様々な活動を通して児童・保護者に示す。
- 児童一人一人の小さな変化に気づく、鋭敏な感覚をもつように努める。
- 児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- 自己の人権感覚を磨き、自己の言動を常に振り返る。
- 職員会において、児童の情報交換と対応策についての時間を取り、全職員が共通理解のもとに、常に連携を取り合う。
- 問題を一人で抱え込まないで、管理職への報告や連学年、同僚への協力を求めるようにする。

〈学校全体として〉

- 連続欠席の状況を丁寧に把握し、三日連続欠席の場合は必ず家庭訪問する。
- いじめ・セクハラ相談窓口として教頭、養護教諭、心の教室相談員であることを児童、保護者に伝える。
- 全教育活動を通して「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- 月1回のSOSアンケートを実施し、子どもたちの状況を把握する。アンケートの結果で気になる事項やいじめなどの問題は、校長・教頭に報告し、全職員で対応する。

〈保護者〉

- 児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- 「いじめは絶対に許さない」「いじめられてよい子は一人もいない」という学校の姿勢や、いじめ防止等に関する学校の考え、取り組み等を保護者地域へ発信する。「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携・協力が必要であることを学校だより、PTA総会、参観日懇談会、PTA評議員会、学校運営協議会等で伝え、理解と協力をお願いする。
- 保護者や地域とともにいじめ防止等の取り組みを考え合う場を設定する。

(2) いじめ防止に向けた具体的な取り組み

①学級経営・日々の授業の充実

- 構成的グループエンカウンター（SGE）やソーシャルスキルトレーニング（SST）を実施したり、「アンケート」やQ-U検査の結果を生かしたりして、児童の実態を十分把握し、よりよい学級経営に努める。
- 三観点（ねらい・めりはり・見とどけ）を大切にした「わかる授業」の展開と学習内容の確実な定着と授業のユニバーサルデザインの日常化を図る。
- 「学習の約束」等、学習のルールを明確にした学習環境づくりに努める。

②道徳教育の充実

- 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。

- 思いやり・友情・生命の尊重・正義・公正公平・よりよい社会の実現など，児童が自分自身の実生活や体験に目を向けられる道徳学習の工夫に心がける。
- 全ての教育活動において道徳的実践力が高まるように工夫し，人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

③児童が主体的に取り組む活動の設定，縦割りの活動の充実を図る

- 相手の感じ方や考え方を尊重したり，自分の思いや考えを伝えたりすることができるコミュニケーション活動を設定する。
- 児童は自分の役割を自覚し，仲間と気持ちを一つにして取り組むことによって協力の大切さに気づき，達成感を味わえる活動を設定する。
- 少し難しいと思えることでも，挑戦してみようと努力することで，自己肯定感や達成感，感動，人間関係の深化などが得られる活動を工夫する。
- 清掃だけでなく，その他の活動にも縦割りの活動を積極的に取り入れ，協力したり協調したりすることを通して，人とよりよく関わる力を身につけさせる。

④相談体制の整備

- Q-U検査結果の考察と対応策（学級集団の背景，学級の成果と問題点，教師の観察との共通点及び相違点）を考え，職員研修で共通理解を図る。
- 「何でも相談」の時間には，全児童と教育相談の時間をとり，児童一人一人の理解に努める。
- 児童の希望によっては，担任以外の職員も教育相談を実施できるようにする。
- 相談窓口とともに，最も話しやすい，話したい職員に相談できることを児童に知らせる。

⑤インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

- 全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い，現状把握に努める。
- 児童に情報モラル教育を継続して行い，問題発生時には迅速に対応する。
- 必要に応じてセーフティネット総合研究所南澤信之氏への連絡・相談をする。

(026-223-5059/080-2076-9446)

⑥学校相互間の連携協力体制の整備

- 中学校や保育園，幼稚園と情報交換や交流学习を行う。

⑦職員研修の充実

- 実践事例研究を通して，「いじめ対応の成功や失敗から」学ぶ。
- 生徒指導（わかる授業，授業のルール，人間関係等）から互いの授業を見合う機会を増やす。
- 教師による不適切な言動や認識，差別的な態度や言動のチェックを行う。
- 障害をもつ児童についての理解を深め，対応について学び合う。
- いじめ問題に精通している専門の方の講演を聞く。

○QUの結果を個々の指導や学級集団作りにどう生かしていくか考察し、職員全体で対応策を考える。

3 いじめ早期発見のための取り組み

(1) 日常活動を通じた早期発見

○チェックリストを活用し、些細な表情や態度の変化に気づくようにする。

＊3-①別紙 子どもの様子チェックリスト

○日常生活の中で、いじめが起こる状態にはないかチェックリストを活用する。

＊3-②別紙 日常における教師のチェックリスト

(2) 保護者や地域、関係機関との連携

○児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。必要に応じて市家庭教育相談員、教育委員会、SC、SSWなど関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

4 いじめが発生した時の早期対応

(1) いじめられている子には

教師は、何よりも本人の訴えを本気になって傾聴し、その悲しさや苦しみに共感することが大切である。（記録をとること、複数で対応すること、「報連相」を忘れないこと）

① 容：つらさや悔しさを十分受け止める。→傾聴の姿勢

② 安心：具体的な支援の内容を示す。→教師は絶対的な味方

③ 自信：良い点を認め励まし、自信を与える。→よさの実感

④ 回復：人間関係の確立を目指す。→交友関係の醸成

⑤ 成長：自己理解を深め、改善点を克服する。→自立の支援

把握すべき情報例

◇誰が誰をいじめているのか？	《加害者と被害者の確認》
◇いつ、どこで起こったか？	《時間と場所の確認》
◇どんな内容のいじめか？どんな被害があったか？	《内容》
◇いじめのきっかけは何か？	《背景と要因》
◇いつ頃から、どのくらい続いているのか？	《期間》

(2) いじめている子には

その場の指導に終わることなく、いじめが完全になくなるまで、注意深く継続して徹底的に指導する。

① 確認：いじめの事実関係、背景、理由等を確認する。

→はっきり確認がとれるまで頭ごなしに決めつけない。

② 傾聴：不満、不安等の訴えを十分に聴く。→受容的態度

③ 内省：いじめられる子のつらさに気づかせる。

→いじめは絶対に許されない行為であることの指導。

④処遇：課題解決のための支援を行う。

→いじめていた時の自分の心のあり様を振り返る指導。

⑤回復：役割体験等を通じて所属感を高める。→成長への信頼

(3) いじめられている子の保護者には

①いじめの事実を正確に伝える。

②学校はいじめられている子を全力で守る姿勢を示す。

③信頼関係を構築する。→不用意な発言をしない。

- ・「いじめは重大な人権侵害である」との認識に欠ける発言
- ・児童の理解不足、感性の乏しさを問われる発言
- ・「被害者保護優先」を無視した発言
- ・自己防衛的な発言
- ・被害者の「痛み」に共感を示さない発言
- ・具体性のない発言

④家庭との連絡を密にとる。（被害者の保護、加害者児童の心のケアと指導、学級内の人間関係の改善、加害者児童の保護者）

*加害者の保護者には、具体的な取り組みをきちんと伝え理解を得る。

(4) いじめている子の保護者には

いじめの事実を正確に伝え、具体的な対処法や今後の生活について指導・助言し、保護者の理解を得る。

①事実だけをきちんと伝える。

②保護者の心情を理解する。（怒り、情けなさ、自責の念、今後への不安等）

③具体的な助言を与え、子どもの立ち直りを目指し、保護者と連携して指導する。

(5) 学級には

教師は、「いじめは許さない」という毅然とした姿勢を示す。

①具体的事実に基づいて話し合う。（当事者への了解・配慮）

②いじめられた子の心の傷、せつなさを理解させる。

③傍観者もいじめていると同じであることを考えさせ、人権意識の芽を育てる。

④「いじめ・いじめられ」行為がなくなるだけでなく、傍観したり無関心であったりする意識を転換し、いじめを許さない「勇気ある学級」をつくる。

⑤意図的・継続的に学級に働きかけ、確実に指導していく。

[学級での話し合いの進め方]

- ・事実と問題の明確化…いじめは絶対に許されない行為である。
- ・冷静な解決の模索…生活を振り返り、日常生活にあるいじめや差別について考える。
- ・行動指針の発見…友だちとともに勇気をもっていじめを「しない、させない、許さない」を実践する。

・連帯感の育成，人間関係づくり…自己存在感

(6) 関係機関には

いじめを発見したら，教師一人で抱え込まずに，校内の報告・連絡・相談はもちろん，各関係機関との連携を図る。

- ①校内いじめ防止対策委員会を中心に，校長の指導のもと，いじめ防止のための啓発対策を図る。
- ②学校・家庭・関係機関（市教委相談機関・警察等）との連携を日頃から密にし，いじめ問題への対応及び緊急体制について全教職員で確認しておく。

5 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは

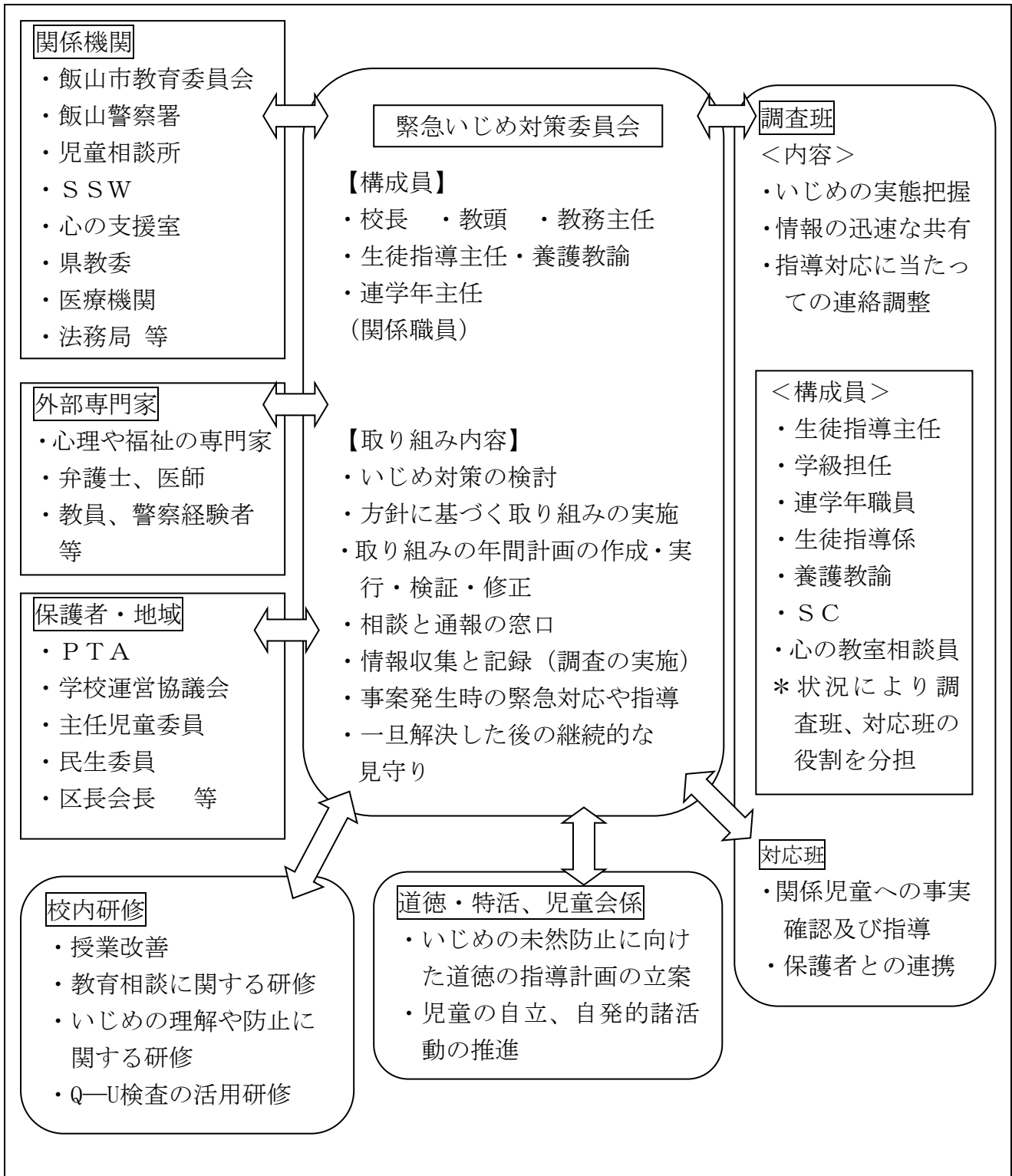
- ①学校職員が重大ないじめと判断した時（暴力，金品の授受，落書き，物隠し等）
- ②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時
（年間30日を目安として、一定期間連続して欠席しているような場合）
- ③児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があった時
- ④生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時
（児童がいじめ等により自死を企図した場合等）

(2) 重大事態の対応についての留意事項

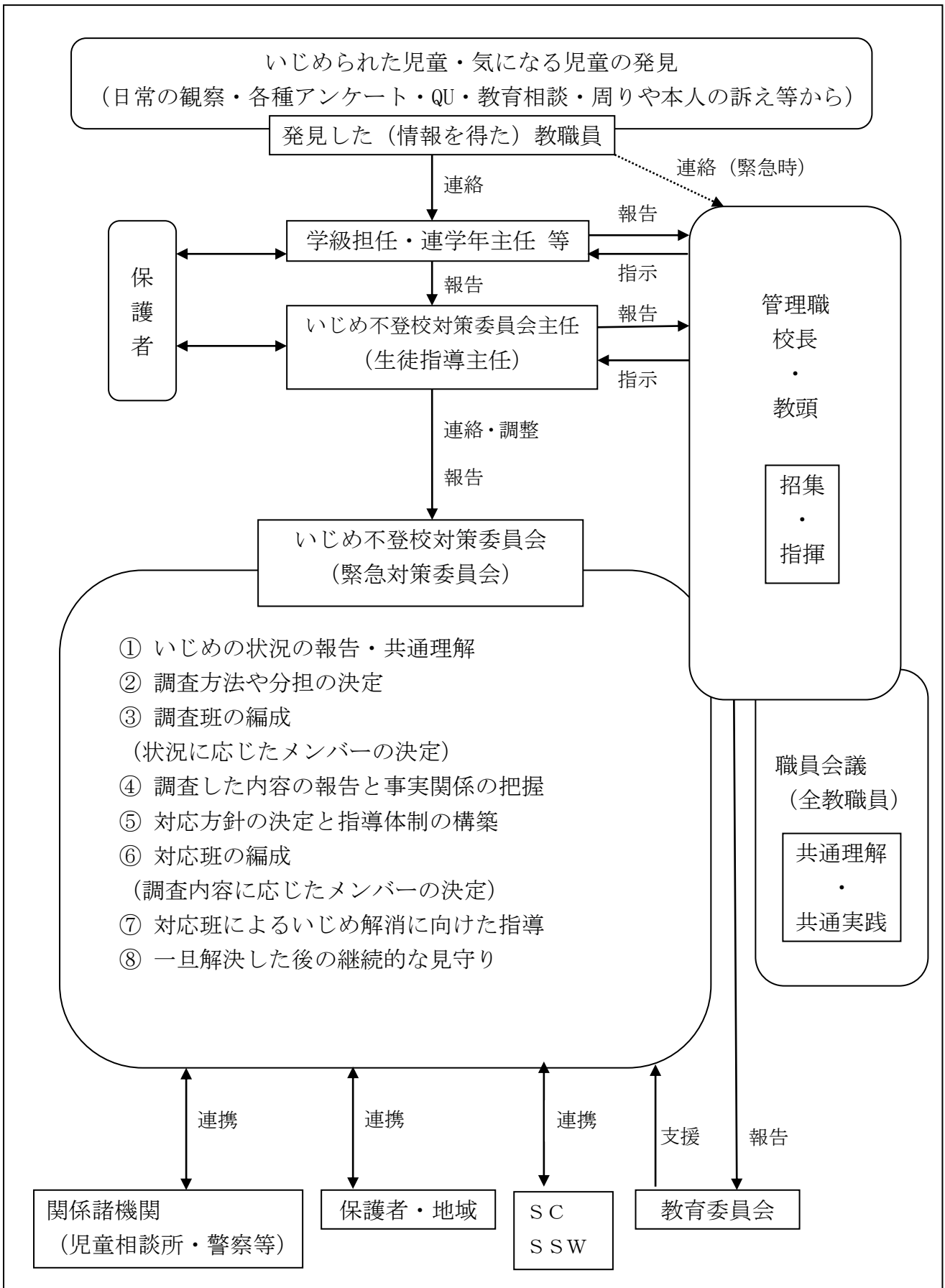
- ①速やかに市教育委員会に報告し、市教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決にあたる。
- ②学年または学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で説明文書の配布や緊急保護者会の開催を行う。
- ③事案によっては、マスコミの対応も考えられるので対応の窓口を明確にして適切な対応に努める。

※参照 「自殺が起こったときの緊急対応の手引き」（平成23年3月 文部科学省）

【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】
 (「法」第22条に基づく組織)



【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】



【表1 いじめ問題への取り組みの年間指導計画】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
校内委員会等	← 事案発生時、緊急いじめ対策委員会の実施 →												
	いじめ不登校対策委員会 ・方針 ・計画 * 職員会で共通理解		いじめ不登校対策委員会 ・1学期の反省 ・2学期の計画						いじめ不登校対策委員会 ・本年度のまとめ ・来年度の計画				
	P T A 総会、学級P T A 等での保護者への啓発												
	職員会		職員研修										
未然防止への取り組み	学級づくり 人間関係づくり												
	なかよし旬間		なかよし旬間		なかよし旬間		なかよし旬間		なかよし旬間		なかよし旬間		道徳・特活の指導計画見直し
早期発見への取り組み	QU検査		なかよしアンケート		何でも相談		なかよしアンケート		何でも相談		QU検査		保護者学校評価
	SOSアンケート (月1回)												